水 戸 市循環型社会形成推進地域計画

【 第 3 期 】

令和2年1月 令和2年11月変更 令和3年12月変更 令和4年12月変更

— 目 次 —

1 址	也域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(1)	対象地域・・・・・・・・・・・・1
(2)	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3)	基本的な方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況・・・・・・・・・・・・・・・1
2 循	盾環型社会形成推進のための現状と目標⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯ 2
(1)	一般廃棄物等の処理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(2)	生活排水の処理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(3)	一般廃棄物等の処理の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(4)	生活排水処理の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3 旅	歯策の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(1)	発生抑制,再使用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・7
(2)	処理体制・・・・・・・8
(3)	処理施設の整備・・・・・・・10
(4)	その他の施策・・・・・・11
4 計	†画のフォローアップと事後評価······12
/ 沒	5.付聿粨 〉13

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名:水戸市

面 積:217.43 k ㎡

人 口: 272, 438 人 (平成 30 年 10 月 1 日現在)

(2)計画期間

本計画は、平成20年度から平成24年度までの第1期計画期間、平成25年度から令和元年度までの第2期計画期間に続き、令和2年度から令和6年度までの5年間を第3期計画期間として設定するものである。

なお, 目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ, 必要な場合には当該計画を 見直すものとする。

(3)基本的な方向

水戸市は、茨城県の県庁所在地であり、人口は約27万人であるが、通勤や通学による 昼間人口が多く、商業施設等の事業場が多数立地している。こうした都市の特性を踏ま え、市民、事業者、行政のそれぞれが役割と責任を明確にしつつ連携して、循環型社会 の形成に向け、廃棄物の減量化・資源化に取り組んでいる。

水戸市ごみ処理基本計画(第3次)では、ごみの発生抑制・再使用及び再資源化を推進するため、基本目標として、原単位としての一人一日当たり排出するごみ量を平成12年度比で令和5年度までに約25%減量することを目指し、令和6年度以降もその数値を持続するものとして、システムづくりを進めている。

生活系ごみについては、資源物の分別回収やごみ有料制の導入等の施策を講じたことにより、減量化が進みつつある。また、令和2年4月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、可燃ごみの大部分を占める容器包装廃棄物のうち、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び白色トレイの分別収集を水戸市全域で行うこととしている。事業系ごみについては、業種に応じたごみの減量化・資源化に関して事業者に対する指導・啓発を行うとともに、ごみ処理手数料の見直し等を検討することとしている。これらの施策の展開により、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図っていく。

生活排水処理は、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備が見込めない、未整備地 域等において合併処理浄化槽の整備を進めていく。

水戸地区から排出される,し尿及び浄化槽汚泥は,し尿処理施設で処理されているが, 昭和58年度の施設稼動開始から36年を経過し、老朽化が進んでいる。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

水戸市においては、これまで、水戸・常澄・内原の3地区に分かれてごみ処理を行ってきたが、より効率的なごみ処理を行うため、令和2年4月から、水戸市清掃工場の供用開始にあわせて、ごみ処理地域を水戸市全域にし、一括で処理することとしている。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出 を抑制するとともに、認定プラスチック使用製品を使用するよう印刷物、SNS等で啓 発・情報提供を行うほか、出前講座などで環境学習を実施する。

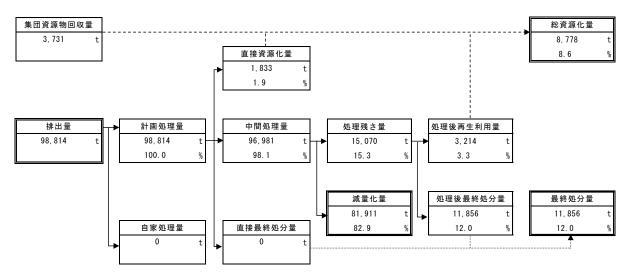
プラスチック使用製品は当面の間燃えるごみとして焼却処理・処分を継続するが,今 後コストや環境影響等の情報収集を行い,財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品 化の実施方法や実施時期について検討を行う。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成30年度の水戸市の一般廃棄物の排出,処理状況は図1のとおりである。

なお, 焼却施設ではごみ焼却によって発生するエネルギーを電気や温水に変え, 場内 利用や周辺施設に供給している。

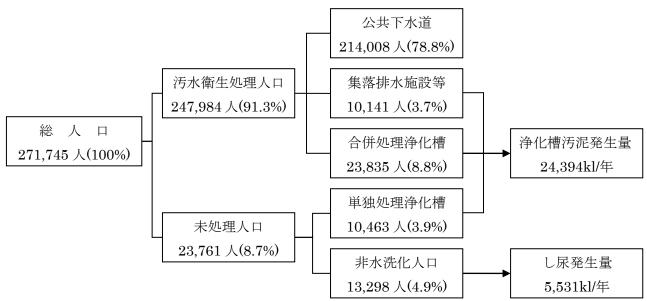


※端数処理により割合・合計が合わないことがある

図1 一般廃棄物(ごみ)の処理フロー(平成30年度)

(2) 生活排水の処理の現状

平成30年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。



- ※汚水衛生処理人口:汚水処理施設に接続されている人口
- ※端数処理により割合・合計が合わないことがある

図2 生活排水の処理フロー(平成30年度)

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

計画終了の翌年度である令和7年度を目標年度とし、目標年度の一般廃棄物の排出、処理 状況を図3に示す。

表1 減量化,再生利用に関する現状と目標

	指標	現状(割合 ^{※1}) (平成30年度)	目標(割合 ^{※1}) (令和 7 年度)	
	事業系 総排出量	33, 269 トン	29, 842 トン (-10. 3%)	
	1事業所当りの排出量 ^{※2}	2.5 トン/事業所	2.3 トン/事業所 (-8.0%)	
排出量	生活系 総排出量	65, 545 トン	64, 655 トン (-1. 4%)	
	1人当りの排出量 ^{※3}	240.6 kg/人	240.0 kg/人 (-0.2%)	
	合 計 事業系生活系排出量の合計	98, 814 トン	94, 497 トン (-4. 4%)	
再生利用量	直接資源化量	1,833トン (1.9%)	1,650トン (1.7%)	
丹工利用里	総資源化量	8, 778 トン (8. 6%)	19, 943 トン (20.0%)	
エネルギー	エネルギー回収量	6, 133 MWh	59, 303 MWh	
回収量	(年間の発電電力量及び熱利用量)	33, 680 GJ	0 GJ	
減量化量	中間処理による減量化量	81, 911 トン (82. 9%)	75, 087 トン (79. 5%)	
最終処分量	埋立最終処分量	11,856トン (12.0%)	4, 902 トン (5. 2%)	

※1:排出量は現状に対する増減割合,直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合,総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2:(1事業所当りの排出量)={(事業系ごみの排出量)-(事業系ごみの資源量)}/(事業所数)

※3: (1人当りの排出量)={(生活系ごみ排出量)-(生活系ごみの資源量)}/(人口)

《指標の定義》

排出量:事業系・生活系を問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。) 〔単位:トン〕

再生利用量:集団回収量,直接資源化量,中間処理後の再生利用量の和〔単位:トン〕

エネルギー回収量:エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位:MWh〕及び

熱利用量〔単位:GJ〕

減量化量:中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位:トン〕

最終処分量:埋立処分された量〔単位:トン〕

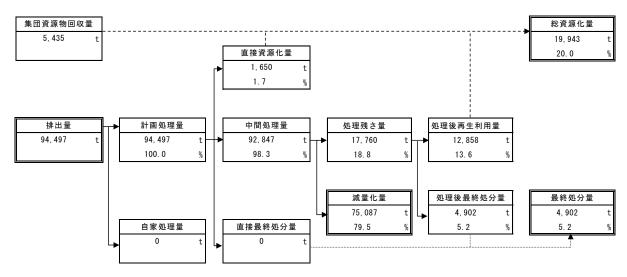


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(令和7年度)

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成 30 年	变実績	令和7年度	末目標
処	公共下水道	214,008 人	(78.8%)	217,912 人	(81.3%)
理	農業集落排水施設等	10,141 人	(3.7%)	9,917 人	(3.7%)
形態	合併処理浄化槽等	23,835 人	(8.8%)	24,927 人	(9.3%)
別	未処理人口	23,761 人	(8.7%)	15,278 人	(5.7%)
人口	合 計	271,745 人		268,034 人	
し尿	汲み取りし尿量	5,531kl/年		3,345kl/年	
	浄化槽汚泥量	24,394kl/年		21,482kl/年	
汚泥の量	合 計	29,925kl/年		24,827kl/年	

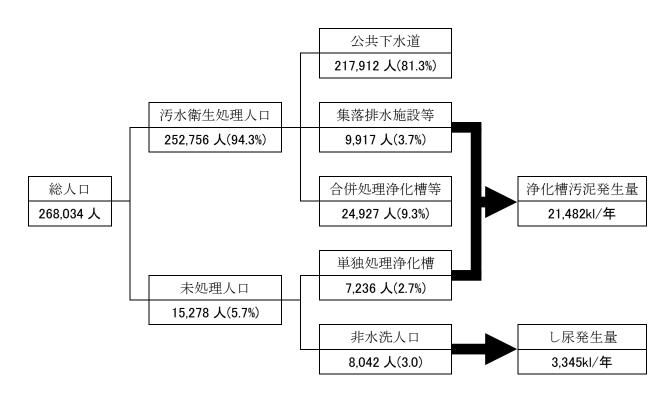


図4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー

[基本的な方針]

環境保全の推進

水戸市のシンボル空間である千波湖周辺等において、潤いを感じられる良好な水辺環境の 形成を図るため、合併処理浄化槽の整備を進め、桜川・千波湖の水質浄化を促進する。

[処理体制]

生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、下水道や農業集落排水処理施設の整備が、見込めない地域等で合併処理浄化槽の整備を進めていく。

[処理施設等の整備]

合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表3のとおり行う。

表 3 合併処理浄化槽への移行計画

	直近の整備済	整備計画	整備計画	
事業	基 数 (基)	基 数	人口	事業期間
	(平成 30 年度)	(基)	(人)	
浄化槽設置整備事業	3,615	985	2,463	R2∼R6
浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0	
その他地方単独事業	0	0	0	
合 計	3,615	985	2,463	R2~R6

3 施策の内容

(1) 発生抑制, 再使用の推進

ア 環境教育の推進

ごみ減量及び再資源化推進の意識を定着させるため、環境教育を積極的に行うとともに、 各種イベントを活用しながら、市民及び事業者のごみ発生抑制、再使用及び再資源化の意 識高揚を図る。

イ 循環型社会の基礎となる情報提供の拡充

市民や事業者に分かりやすい情報提供を行うため、広報・啓発を推進する。また、多くの市民に情報を伝達できるよう、インターネットやスマートフォンなどのメディアの活用の拡大を図り、積極的な情報提供に努める。

ウ ライフスタイルの転換によるごみの排出抑制の推進

使い捨て中心の社会から、使える物は繰り返し使う社会への転換に向け、再使用に係る情報を提供するなど、ごみの発生抑制を目指す。また、事業者と連携し、生活系ごみの発生抑制を図るとともに、リサイクル品を優先的に購入するよう、環境に配慮した消費行動の拡大を図る。

エ 家庭における生ごみ減量化の推進

生ごみの排出量を抑制するため、減量化に関する心構えや方法などの情報提供に努めるなど、取り組みの強化を進める。また、生ごみ処理機器の補助制度の周知を図る。

オ ごみの減量・再資源化へ向けた意識醸成

ごみの発生・抑制を抑制する取り組みを一層推進するために、平成 18 年度から導入した 生活系ごみの有料制について、その効果を検証するとともに、適正なごみ処理の運営確保 に向け、ごみ処理手数料の見直しについて検討する。また、ごみ減量化・再資源化に取り 組んでいる市民団体及び事業者を対象とする、ごみ減量表彰制度を推進する。

カ 民間独自ルートによる減量化の推進

事業系ごみの発生抑制・再資源化を推進するため、事業者に対して分別の徹底等の啓発・ 指導を行うとともに、民間独自ルートでの再資源化を促進する。また、事業所においても、 シュレッターくず等の再資源化ルートの確立に向けた検討を進める。

キ 事業系ごみの排出管理と指導の徹底

事業系ごみについて,ごみ量の実態把握調査を実施するとともに,多量排出事業者に対するごみ減量等の指導について,強化を進める。また,事業系ごみのガイドライン・マニュアルの作成を検討するとともに,排出量や事業形態に応じた新たな処理方法を検討し,実施する。

ク その他再資源化区分の検討

事業系生ごみの再資源化に係る,調査や情報提供を行い,再資源化を推進する。また, 紙製容器包装が燃えるごみとして出されていることから,その実態を把握するとともに, 再資源化のための収集方法等の検討を進める。

ケ 市民,事業者におけるリサイクル実践行動

地球環境への負荷の低減に向け、市民一人ひとりがごみの分別再資源化を意識することが重要であるため、その情報提供に努める。また、集団資源物回収については、品目指定 や協力団体の拡充等を行い、回収量の増を図る。さらに、事業所が自主的に取り組む店頭 回収について、取り組み事業者の拡大を推進する。

コ 行政におけるリサイクル実践行動

市民等が自主的に取り組む再使用や資源物回収等の関連情報について、その提供を行う環境づくりを進める。また、公共施設における資源物回収を率先して実施する。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

本市の分別区分及び処理方法については表4のとおりである。

現状,4種11分別を実施しているが,令和2年4月から資源物に「プラスチック製容器包装」及び「白色トレイ」を追加し,さらに「有害ごみ」として「乾電池」「蛍光管,水銀体温計」「スプレー缶、ガスライター」の分別を行い、5種16分別を実施している。

また、令和2年4月からは、燃えるごみ、燃えないごみ及び資源物(小型家電及び有害 ごみを除く。)について、水戸市清掃工場で処理を行っている。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみについては、一般廃棄物収集運搬業者等と連携した分別及び適正排出の徹底 等を行う。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状は、産業廃棄物の処理を行っておらず、今後も行う予定はない。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、公共下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等において、合併処理浄化槽の整備を進めていく。

また, し尿処理施設が老朽化している状況を踏まえ, 今後のし尿処理について様々な手法を検討していく。

表4 水戸市の生活系ごみの分別と処理方法の現状と今後(水戸地区,常澄地区,内原地区)

(水戸地区)

水戸市全域	(水口茶区	小塚神 区	中国 (1)

	現状(平成30年度)						
分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績 (t/年)			
	燃	えるごみ	焼却 (熱回収)	・焼却施設 水戸市小吹清掃工場 大洗・鉾田・水戸クリーンセンター 笠間・水戸環境組合環境センター	59, 140		
	燃え	こないごみ	破砕選別埋立	・粗大ごみ処理施設 水戸市小吹清掃工場不燃物ストックヤード 大洗・鉾田・水戸クリーンセンター 笠間・水戸環境組合環境センター	3, 060		
資	紙類	新聞紙 その他の紙類 ダンボール 紙パック 布類	IJ	委託	1,790		
源物		びん類	サイクル	・粗大ごみ処理施設 水戸市小吹清掃工場不燃物ストックヤード 大洗・鉾田・水戸クリーンセンター 笠間・水戸環境組合環境センター	1, 405		
	Pl	ETボトル※1		委託	86		
		小型家電		委託	1		
		乾電池		委託	63		

燃えるごみ	生ごみ,紙くず,布製品,皮製品,剪定枝, プラスチック製容器類など
燃えないごみ	小型金属製品, ガラス類, 陶磁器類 小型家電製品, 化粧品薬品のびんなど
新聞紙	新聞
その他の紙類	雑誌・書籍・広告紙・紙袋・雑紙 ・ボール紙・ノート・パンフレット、紙製容器類など
ダンボール	ダンボール
紙パック	紙パック
布類	布類
びん類	調味料、洋酒、飲料用びんなど
	スチール缶、アルミ缶
PETボトル	PETボトルマークのついているもの
小型家電	携帯電話、デジタルカメラなど
乾電池	ニカド、ボタン電池を含む

				今後	(令和7年度)		
		A BULLET A		処理方法	処理	施設等	処理実績
	75	別区分	2	心 理方法	一次処理 二次処理		(t/年)
	燃	えるごみ	焼却 (熱回収)	(発電)	水戸市清掃工場 (ごみ焼却施設)	主灰:再資源化(委託) 飛灰:水戸市一般廃棄物第 三最終処分場(埋立)	53, 843
	燃え	ないごみ	ā	支砕・選別			3, 613
	粗大	こごみ※2		X 81 X2.7/1			0,010
	紙類	新聞紙 その他の紙類 ダンボール 紙パック		保管			1, 650
資源		布類 びん類	リ サ イ	選別	水戸市清掃工場 (リサイクルセンター)	再資源化のため,売却又は 処分 (委託)	1, 400
物		缶類	カ ル	選別・圧縮			1, 400
		ETボトル※3		選別・圧縮			590
		(チック製容器包装※3		選別・圧縮			3, 453
	日	色トレイ※3		選別			
	小型家電			選別			1
	有	[害ごみ		選別			105

燃えるごみ	生ごみ,紙くず,布製品,皮製品,剪定枝など
燃えないごみ	小型金属製品、ガラス類、陶磁器類、 化粧品薬品のびんなど
新聞紙	新聞紙
その他の紙類	雑誌・書籍・広告紙・紙袋・雑紙 ・ボート紙・/ート・パンフレット、紙製容器類など
ダンボール	ダンボール
紙パック	紙パック
布類	布類
びん類	調味料、洋酒、飲料用びんなど
缶類	スチール缶、アルミ缶
PETボトル	PETボトルマークのついているもの
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装
白色トレイ	白色トレイ
小型家電	携帯電話、デジタルカメラなど
有害ごみ	蛍光管, 乾電池, (ボタン電池を含む), 水銀体温計, スプレー缶, ガスライター
粗大ごみ	粗大ごみ

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

本市の最終処分場については,平成28年度に埋立を完了したことから, 廃棄物の安定処理とより一層の資源循環型社会構築のため,表5のとお り施設の更新が必要である。

表 5 整備する処理施設

事業番号		事 業 名	埋立容量	設置予定地	事業期間	国土強靭化
1	最終処分場	水戸市最終処 分場整備事業	約 74,000 ㎡	水戸市 下入野町地内	H29∼R 2	_

[※] 現有施設の概要については、別紙(P.21)を参照。

(整備理由)

事業番号1:既存施設が埋立完了したため

イ 合併処理浄化槽

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備が見込めない未整備地域等において合併処理浄化槽の整備を進めていく。

表 6 整備する処理施設

事業番号		事 業 名	設置基数	設置予定地	事業期間	国土強靭化
2	合併処理 浄化槽	 浄化槽設置整備事業 	985 基	水戸市内	$1 \times 9 \sim 1 \times 6$	水戸市国土強 靭化地域計画

(整備理由)

事業番号2:下水道や農業集落排水処理施設の整備が見込めない地域等で, 合併処理浄化槽の整備を進めるため

(4) その他の施策

その他,地域の循環型社会を形成していく上で,次の施策を実施していく。

ア 食品ロスの削減推進

食を大切にする意識の醸成を図りながら、食べきり運動協力店の登録 を促進するとともに、食べ残しを減らす運動等に取り組み、食品ロスの 削減を推進する。

イ 新たなごみの分別の普及等

令和2年4月から実施した新たな分別の普及・啓発に努めながら、希少金属を含む使用済み小型電子機器の回収の強化等を行い、さらなる再資源化に取り組む。また、せん定枝のチップ化など、緑のリサイクルを推進する。

ウ 不法投棄防止の推進

不法投棄のないまちづくりを推進するため、パトロール及び不法投棄 防止協力員と連携した監視活動の実施を行うとともに、不法投棄防止監 視カメラを運用するなど、不法投棄への対策を強化する。

エ 災害時等緊急時への対応

水戸市地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、災害時における 廃棄物の迅速かつ適正な処理や再資源化を図る。また、災害発生時にお ける他の自治体諸団体との連携を強化する。さらに、災害発生時に必要 な設備や機材の確保など、その対策と整備を図る。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1)計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に 応じて茨城県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画 の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後,処理状況の把握を行い,その結果が取りまとまった時点で,速やかに計画の事後評価,目標達成状況の評価を行う。

また,評価の結果を公表するとともに,評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお,計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ,必要に応じ計画 を見直すものとする。

循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧

◎ 循環型社会形成推進地域計画

(添付資料)

- (1) 対象地域図(図1)
- (2) 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ (表 1 , 図 2 ~ 8)
- (3) 地域内の施設の現況と予定(位置図) (表 2, 3, 4, 5, 図 9, 10)
- (4) 水戸市国土強靭化地域計画
- 様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1 (P24)
- 様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2 (P27)

◇ その他参考資料として以下のものを添付。

使用する様式	対象とする施設整備,事業
参考資料様式5	最終処分場
施設概要 (最終処分場系)	
参考資料様式7	净化槽設置整備事業
施設概要 (浄化槽系)	

[※]廃棄物循環型処理施設基幹的施設の整備については、対応する施設の様式を利用のこと。

※整備する施設ごとに記載すること。

(1)対象地域図本市の対象地域を図1に示す。

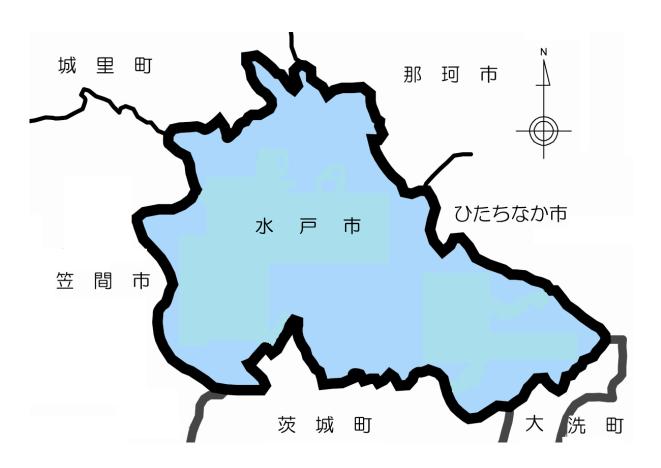


図 1 対象構成図

(2) 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ 本市の人口予測結果を以下に示す。

表 1 将来人口の予測結果

(単位:人)

		(ギロ・ハ)				
	年度	水戸市				
	H26	272, 852				
	H27	272, 932				
実	H28	273, 196				
績	H29	272, 924				
	H30	272, 438				
	R1	271,810				
	R2	272, 100				
	R3	271, 700				
予	R4	271, 200				
測	R5	270,000				
	R6	270,000				
	R7	269, 400				

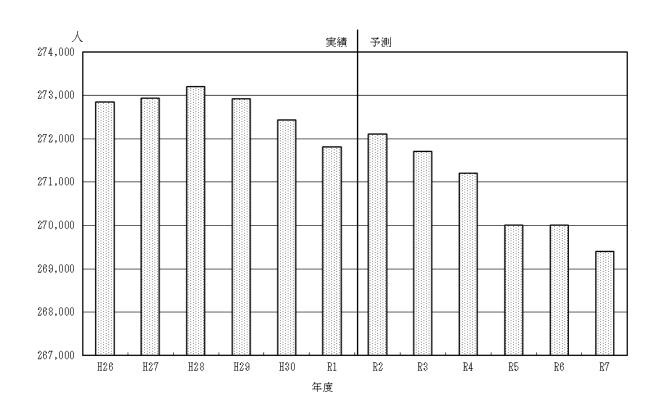


図2 将来人口の推移(各年10月1日現在)

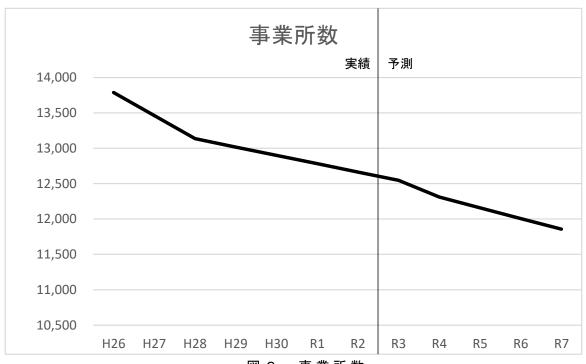


図3 事業所数

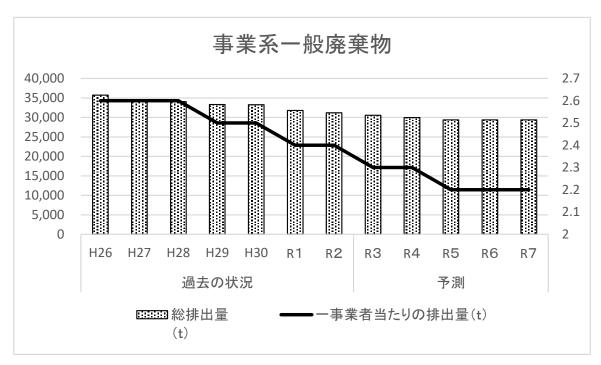


図 4 事業系一般廃棄物の総排出量・一事業者当たりの排出量

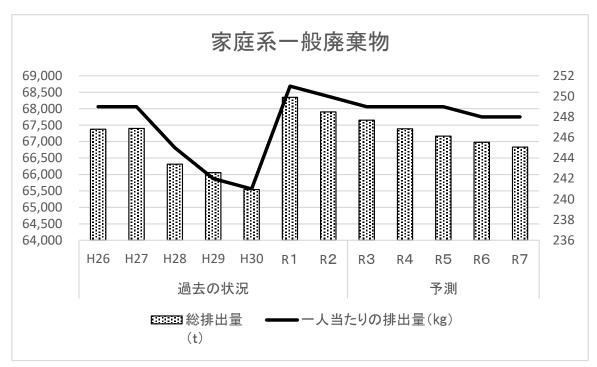


図 5 家庭系一般廃棄物の総排出量・一人当たりの排出量

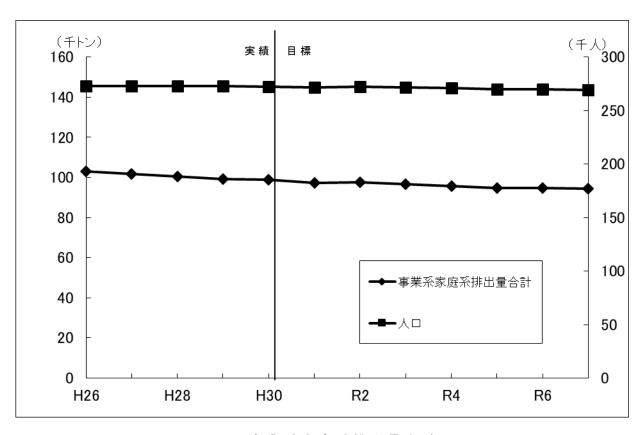


図 6 事業系家庭系排出量合計

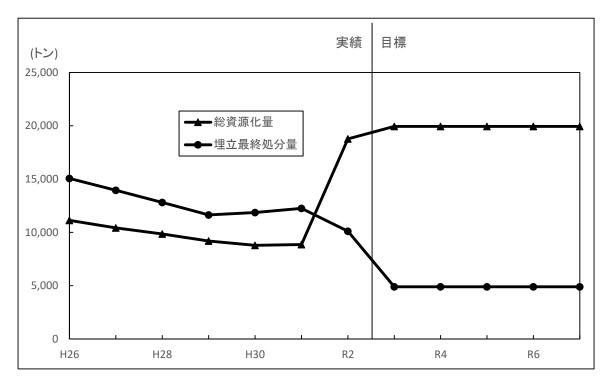


図 7 総資源化量と埋立最終処分量

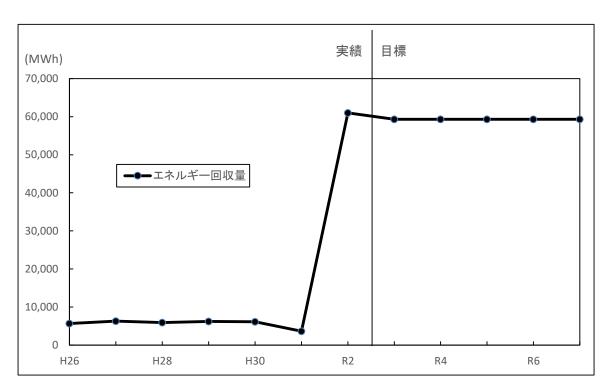


図8 エネルギー回収量

(3) 地域内の施設の現況と予定(位置図) 現有施設の概要を以下に示す。

表 2 最終処分場の概要

名称	水戸市一般廃棄物第三最終処分場
施設所管	水戸市
所 在 地	茨城県水戸市下入野町 2060 番地
竣工年月日	令和2年12月
埋立面積	12,000 m²
残 余 容 量	71,752 m³ (推計値)
埋立方式	サンドイッチ方式

表3 高効率ごみ発電施設の概要

名称	水戸市清掃工場(ごみ焼却施設)
施設所管	水戸市
所 在 地	茨城県水戸市下入野町 2100 番地
竣工年月日	令和2年3月
処 理 能 力	330t/日 (110t/日×3炉)
処 理 方 式	ストーカ方式 (主灰の外部資源化)
残渣の処理方法	飛灰は一般廃棄物最終処分場に搬送し埋立

表 4 マテリアルリサイクル推進施設の概要

名称	水戸市清掃工場(リサイクルセンター)
施設所管	水戸市
所 在 地	茨城県水戸市下入野町 2100 番地
竣工年月日	令和2年3月
処 理 能 力	55t/日 (破砕設備: 24t/日, 選別設備: 31t/日)
	燃えないごみ及び粗大ごみ:破砕
処 理 方 式	資源物:選別(圧縮及び梱包を含む。)又は保管
	有害ごみ:保管
	不燃破砕残渣は一般廃棄物最終処分場に搬送し埋立
残渣等の処理方法	可燃残渣はごみ焼却施設で焼却処理
	金属類は圧縮成形のうえリサイクル

表 5 し尿処理施設の概要

名 称	水戸市見川クリーンセンター
施 設 所 管	水戸市
所 在 地	茨城県水戸市見川4丁目680番地
竣工年月日	昭和 58 年 3 月 (稼動後 36 年)
処 理 能 力	310k0/日
処 理 方 式	標準脱窒素処理方式+高度処理
処 理 工 程	別紙に示す

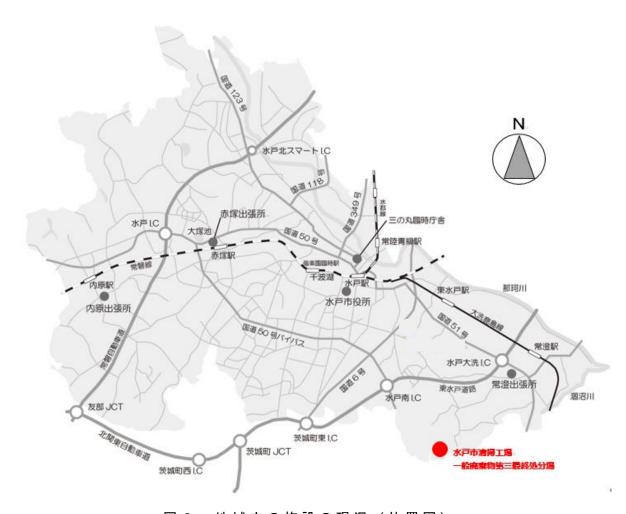


図 9 地域内の施設の現況 (位置図)

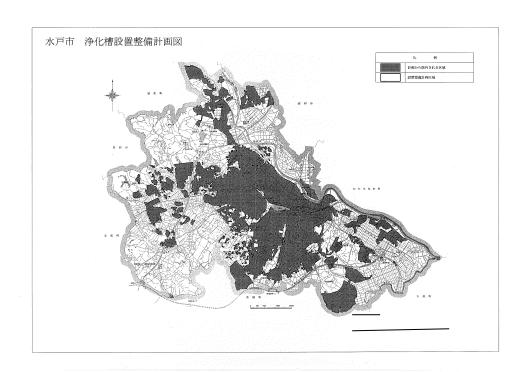


図10 浄化槽設置整備計画図

有や市民への情報発信を図るとともに,障害物の除去を行うなど,道路啓開等の復旧作業を迅速に実施します。

(10) 水道施設の整備・更新による機能の充実

- ○災害発生時においても水道水の安定供給を図るため、老朽化した施設・設備・管路を計画的に更新するとともに、基幹施設・基幹管路や重要給水施設配水管の耐震化を優先的に実施します。
- (11) 下水道施設の耐震化・耐震対策,下水道施設の改築

リスクシナリオ: 6-3, 7-2

- ○防災拠点や避難所等からの排水を受け持つ管きょ及び緊急輸送路・軌道下に埋設されて いる管渠の耐震化を推進するとともに,下水道処理施設の耐震化や改築を進めます。
- (12) 下水道施設の耐水化

リスクシナリオ: 6-3

- ○下水道施設の耐水扉・耐水壁の設置, 貫通部の浸水防止化など, 耐水化を推進します。
- (13) 農業集落排水処理施設等の長寿命化(機能強化対策)

リスクシナリオ: 6-3

- ○災害時に機能停止に陥らないよう、農業集落排水処理施設において、致命的な劣化状況 になる前に、施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、計画的に適切な補 修・改築等の対策を実施し、施設の長寿命化を図ります。
- (14) 合併処理浄化槽の普及促進

リスクシナリオ: 6-3

○災害時においても生活排水による水質汚濁を防止するため,合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽からの転換を促進するとともに,水環境改善に向けた周知・啓発に努めます。

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 30 年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	茨城県水戸市		(2) 地域内人口	272, 438 人 (平成 30 年 10 月 1 日)	(3) 地域面積	217. 43 k m²		
(4) 構成市町村等:	名 茨城県水戸	ħ	(5) 地域の要件※	人口 面積 沖縄 離島	奄美 豪雪 山村	甘 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に	一部事務組合が含	組合を構成する市町村:						
まれる場合、当該組合の状況		設立されていない場合、今後の見通し						

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに〇を付ける。

2 一般廃棄物の減量化,再生利用の現状と目標

						過去の状況	R·現状					目標			
指標·単位		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度			令和7年度	Ę	
	事業系 総排出量(トン)	35,708		34,444		34,066		33,313		33,269		29,842	(H30比	-10.3%)	
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.6		2.6		2.6		2.5		2.5		2.3	(H30比	-8.0%)	
排出量	家庭系 総排出量(トン)	67,376		67,399		66,314		66,057		65,545		64,655	(H30比	-1.4%)	
	1人当たりの排出量(kg/人)	248.7		248.9		244.7		242.0		240.6		240.0	(H30比	-0.2%)	
	合 計 事業系家庭系排出量合計(トン)	103,084		101,843		100,380		99,370		98,814		94,497	(H30比	-4.4%)	
再生利用	直接資源化量(トン)	2,246	(2.2%)	2,104	(2.1%)	1,928	(1.9%)	1,792	(1.8%)	1,833	(1.9%)	1,650	(1.7%)		
1321378	総資源化量(トン)	11,128	(10.3%)	10,419	(9.8%)	9,855	(9.4%)	9,182	(8.9%)	8,778	(8.6%)	19,943	(20.0%)		
エネルギー回収量	エネルギー回収量(単位: MWh) 熱利用量(単位: GJ)	5,687 -		6,294 -		5,927 -		6,241		6,133		59,303 -			
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	82,154	(79.7%)	82,364	(80.9%)	82,249	(81.9%)	82,669	(83.2%)	81,911	(82.9%)	75,087	(79.5%)		
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	15,057	(14.6%)	13,949	(13.7%)	12,809	(12.8%)	11,640	(11.7%)	11,856	(12.0%)	4,902	(5.2%)		

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した(図3~8)。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1)現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	形式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止 (予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水域と対策	備考
最終処分場	水戸市一般廃棄物 第三最終処分場	水戸市	サンドイッチ方式	74, 000 m³	R2. 3	未定	未定	(浸水深 0 m) 浸水対策なし	
ごみ処理施設	水戸市清掃工場	水戸市	ストーカ方式	330t/日	R2. 3	未定	未定	(浸水深 0 m) 浸水対策なし	
リサイクルセ ンター	水戸市清掃工場	水戸市	燃えないごみ及び 粗大ごみ	55t/日	R2. 3	未定	未定	(浸水深 0 m) 浸水対策なし	
し尿処理施設	水戸市見川クリー ンセンター	水戸市	標準脱窒素処理方 式+高度処理	310KQ/日	S58. 3	未定	未定	(浸水深 0 m) 浸水対策なし	

[※] 現有施設の概要及び計画地域を地図上に示したものを参照。

4 生活排水処理の現状と目標

			目標				
指標・単位		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和7年度
総人口		272, 516	272, 677	272, 525	272, 074	271, 745	268, 034
公共下水道	汚水衛生処理人口 汚水処理人口普及率	209, 972 77. 0%	211, 698 77. 6%	212, 460 78. 0%	213, 408 78. 4%	214, 008 78. 8%	217, 912 81. 3%
農業集落排水施設等	汚水衛生処理人口 汚水処理人口普及率	10, 279 3. 8%	10, 234 3. 8%	10, 198 3. 7%	10, 159 3. 7%	10, 141 3. 7%	9, 917 3. 7%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 汚水処理人口普及率	23, 304 8. 6%	23, 393 8. 6%	23, 597 8. 7%	23, 800 8. 7%	23, 835 8. 8%	24, 927 9. 3%
未処理人口	汚水衛生処理未処理人口	28, 961	27, 352	26, 270	24, 707	23, 761	15, 278

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有	育施設の内容		整備 ⁻	備考		
/ 他	→未土(A)	基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	備考
浄化槽設置整備事業	水戸市	3, 618	9, 045	H17. 4	985	2, 463	R 7	

[※] 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した(図9,10)。

様式2

循環型社会形成交付金事業実施計画総括表2

	事業種別				事業	#日 月日			第3期事業	費(千円)			_		第3期交付対象	事業費 (千円)				
	事業名称	事業 番号	事業主体 名称	規模	尹来:	別间		令和	令和	令和	令和	令和		令和	令和	令和	令和	令和	備考	
							開始	終了		2年度	3年度	4年度	5年度	6 年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6 年度
○最終処分は	に関する事業						3, 615, 500	3, 615, 500	-	-	1	-	3, 292, 580	3, 292, 580	-	1	-	1		
	最終処分場整備事業	1	水戸市	74, 000 m³	2	2	3, 615, 500	3, 615, 500	-	-	-	-	3, 292, 580	3, 292, 580	-	-	-	-	交付率1/3	
○浄化槽に	関する事業						439, 395	92, 121	82, 350	88, 308	88, 308	88, 308	439, 395	92, 121	82, 350	88, 308	88, 308	88, 308		
	净化槽設置整備事業	2	水戸市	985基	2	6	439, 395	92, 121	82, 350	88, 308	88, 308	88, 308	439, 395	92, 121	82, 350	88, 308	88, 308	88, 308	交付率1/3	
	合 카						4, 054, 895	3, 707, 621	82, 350	88, 308	88, 308	88, 308	3, 731, 975	3, 384, 701	82, 350	88, 308	88, 308	88, 308		

施設概要(最終処分場系)

都道府県名 茨城県

(1)事業主体名	水戸市				
(2)施設名称	水戸市一般廃棄物第三最終処分場				
(3)工期	平成 29~令和 2 年度				
(4)処分場面積,容積	総面積 約 30,000 m²	埋立面積 約 12,000 ㎡	埋立容積 約 74,000 m³		
(5)処分開始年度 及び終了年度	令和 2 ~16 年度				
(6)跡地利用計画	未定				
(7)地域計画内の役割	焼却灰(飛灰)及び不燃破砕残渣の衛生的処理				
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	無				
(9)事業計画額	3,615,500 千円(交付対象事業費 3,292,580 千円)				

施設概要 (浄化槽系)

都道府県名 茨城県

(1)	事業主体名	水戸市
(2)	事業名称	净化槽設置整備事業
(3) 容	事業の実施目的及び内	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とし、整備対象区域において、10人槽以下の浄化槽を設置する場合に、設置費用の一部を補助する。
(4)	事業期間	R 2 年度~R 6 年度
(5)	事業対象地域の要件	公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備が見込めない地 域を整備対象とする。
(6)	事業計画額	交付対象事業費 439,395千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対	- 全 - 象基数 63 人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5 人槽	759基(1,		283,120千円	283, 120千円	283,120千円
6~ 7人槽	195基(488人分)	87,522千円	87,522千円	87,522千円
8~10 人槽	31基(78人分)	17,063千円	17,063千円	17,063千円
11~20 人槽	基(人分)			
21~30 人槽	基(人分)			
31~50 人槽	基(人分)			
51 人槽以上	基(人分)			
宅内配管費		115 基	34,500千円	34,500千円	34,500千円
撤去費		173 基	17,010 千円	17,010 千円	17,010 千円
雨水貯留槽等 再利用		2 基	180 千円	180 千円	180 千円
改築費(災害)		基			
改築費(長寿命化)		基			
	-	台帳作成費			
浄化槽整備効率化 事業費	計画策算	定等調査費			
, , , , ,	効率的な転換促進及 び管理適正化推進費				
合 計	985基(2	2,463人分)	439, 395 千円	439, 395 千円	439, 395 千円
	※基数の 宅内配管 費、改築	費、撤去			